

「安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱」新旧対照表

改正前	改正後
<p>(随意契約の相手方の制限)</p> <p>第6条 安芸市職務決裁規定第4条に規定する専決をすることができる者（以下「決裁権者」という。）は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。</p>	<p>(随意契約の相手方の制限)</p> <p>第6条 安芸市職務決裁規定第4条に規定する専決をすることができる者（以下「決裁権者」という。）は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。<u>ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p>